令和８年度農林漁家民宿施設等整備支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　県は、農林漁家民宿の運営による農林漁家等の所得向上と交流人口の増加による農山漁村地域の活性化を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和５年11月29日府地創第327号。以下「制度要綱」という。）、令和８年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施要領（令和８年３月19日付け７農政第524号。以下、「実施要領」という。）に基づいて、実施要領に定める事業実施主体が行う事業に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和８年度農林漁家民宿施設等整備支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第２条　補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。

（補助金の交付申請）

第３条　事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第４条　知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知を行うものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第５条　前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第６条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記様式第３号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の状況報告）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を翌月の15日までに事業遂行状況報告書（別記様式第４号）により知事に提出しなければならない。

２　ただし、第８条に定める補助事業実績報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

（補助事業の実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内、又は令和９年２月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第５号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

２　第３条第２項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第３条第２項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第６号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第９条　知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求書（別記様式第７号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条　知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条　知事は、前２条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

２　補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第８号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第13条　補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（関係書類の保管）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終

了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（財産の管理）

第15条　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第２項第４号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

２　規則第22条第２項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

３　補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

４　知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（報告等）

第16条　補助事業者は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、毎年、翌年６月末日までに、補助事業に係る過去１年間の事業実施状況について、補助金に係る事業実施状況報告書（別記様式第９号）に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（補助金の返還等）

第17条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定と取り消し、又は既に交付している補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。

（１）この要綱に違反したとき

（２）この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき

（３）補助金交付の条件に違反したとき

（４）補助事業の実施について不正行為があったとき

（５）補助事業年度の翌年度から起算して５年以内に、補助事業により取得した財産を処分したとき

（書類の経由）

第18条　この要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局長へ提出するものとする。ただし、地方局の所轄区を超えて事業を実施する場合は、直接知事に提出できるものとする。

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年３月19から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日をもってその効力を失う。

３　令和９年３月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表

<table>
<tr><th rowspan="2">区分
事業内容</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率</th><th rowspan="2">補助
限度額</th><th colspan="2">重要な変更</th></tr>
<tr><th>補助金額・事業費の変更</th><th>事業の内容の変更</th></tr>
<tr><td>1　既存の農林漁家民宿の整備・改修</td><td>既存の農林漁家民宿の場合は、同民宿施設の安全性・快適性・利便性の向上、運営コストの節減等に資する施設の整備・改修を行うための経費
【項目】
（１）耐震改修、防犯・防火設備
（２）節水・省エネ設備
（３）内装改修
（４）外装改修
（５）通信環境設備
（６）外構工事
（７）体験施設整備
（８）その他

※（１）～（４）は必須項目。いずれかの項目を実施すること。</td><td>補助対象経費の1/2以内
（千円未満は切り捨て）</td><td>1,500千円/施設</td><td>・県補助金の増減

・事業費の30％を超える増減

・区分１と２間の補助金の流用</td><td>・事業実施主体の変更

・補助対象経費項目(1)～(4)の中止、廃止又は内容の変更

・整備・改修場所の変更</td></tr>
<tr><td>2　新規に開業する農林漁家民宿の整備</td><td>新規に開業する農林漁家民宿の場合は、上記に加え、同民宿の開業に必要な許認可に要する施設の整備を行うための経費
【項目】
上記（１）～（８）に同じ

※（１）～（４）は必須項目。いずれかの項目を実施すること。</td><td>上記に同じ</td><td>3,000千円/施設</td><td>上記に同じ</td><td>上記に同じ</td></tr>
</table>